

●台湾で運転される皆さまへ【交通事故対策】

当地の運転マナーは、日本に比べると良いとは言えません。特に、多くのドライバーの意識としては歩行者よりも車両優先の傾向があり、歩行者とも注意が必要です。交通ルール、習慣、交通状況が日本と違うことを理解し、細心の注意を払ってください。

また、交通関連法規についても、随時改正されますので御留意ください。最近では、2012年2月1日から、小型車（タクシーを含む。）の後部座席でのシートベルト着用が新たに義務付けられ、この義務に違反した場合、罰金の対象となります。また、2013年1月1日からは、運転手が運転中に携帯電話やスマートフォン等を手に持って操作、通話等した場合が、2015年7月1日からは、運転手が運転中にたばこを手に持ったり、吸ったり、たばこに火を付けた場合がそれぞれ、罰金の対象となっていますので、御留意ください。

【運転時のポイント】

- 信号機のない交差点では、徐行又は一旦停止し、左右の安全確認を徹底する（交差点でのバイクの飛び出しが多く、事故の比率も高い。）。
- 車線変更時等にウィンカーを出さない車両が多いので、予測運転を心掛ける。
- 自動車はもとより、バイクの割り込み及びドア開閉時のバイクの通行にも注意する。特に右折時、早めにウィンカーを出しバイクが割り込めない程度に車道の右側に寄って走行してから右折することは有効。違法であるにもかかわらず、交差点で赤信号時に右左折する車両が非常に多いので注意する。
- 車間距離不足による追突事故が多いので、車間距離を十分取り、急停車は避けるようにする。
- 停車する際には、後続車の動きに十分注意し、停車の意思表示を早く明確に行う。前方が渋滞している場合は、ハザード・ランプを点滅させる。
- 高速道路でも、他車両の動き（直前の割り込み、高速でのジグザグ運転、車間距離不保持等）に留意する。走行車線を守り、スピードの出し過ぎに注意する。
- 車両は常に整備し、交通法規を遵守する（運転席、助手席、後部座席のシートベルト着用が義務付けられている。また、「12歳以下」又は「体重36kg以下」の子どもがいれば成長段階に合わせた各種チャイルドシート（乳児用、幼児用、学童用）を設置する必要がある。）。
- 飲酒運転は絶対にしない。
- 「パッシング」は不用意に行わない（台湾では「パッシング」した車両が優先権を主張している場合がある。）。
- 事故が発生した時の事実関係を証明するためにドライブレコーダーを装備することも一案。

- 常に“防衛運転（常に最悪の状態を想定、早い意思表示、余裕を持った運転、車両整備の徹底）”に心掛け、自らを守る。

【交通事故発生時の措置】

不幸にして交通事故の当事者となった場合に最も重要なことは、事故の責任を言い争うのではなく、負傷者を救護すること及び早期に警察に通報することです。

- 二次的被害の防止
 - 後続車による追突等の二次的被害を避けるため、警告灯や故障の標識を設置して、周囲に対し注意を促す。
- 負傷者の救護
 - ・ 警察（110番）、救急車（119番）に通報する。
 - ・ 状況が許す限り、救急車が到着するまでは負傷者を動かさない。
- 現場の保存
 - 可能な限り車両は動かさない。やむを得ず移動させる場合や当事者双方が同意した場合は、路面にチョーク等を用いて車両の位置や進行方向を記録しておく。カメラを持っていれば、現場の状況を撮影しておく。
- 所属会社への連絡
 - 言語の問題、事後処理の面からも、台湾人スタッフの現場への派遣を要請する。
- 警察の実況見分
 - 必ず立ち会うようにし、調書等の書類に署名を求められた場合は、記載事項に誤りがないか確認した上で署名する。また、警察で事情聴取を受ける際に、必ず運転免許証と車両ライセンス（汽車行車執照）の提示を求められるので、運転の際には必ず携行する。
- 保険会社への連絡
 - 運転する場合には必ず自動車保険に加入しておき、事故発生の場合は所定の期限内に保険会社に知らせる。

その他、中華民國交通部公路總局ウェブサイトを参考にしてください。

http://www.thb.gov.tw/sites/ch/modules/download/download_list?node=30892007-f4d7-45f0-8a7e-863e7822fe5c&c=e94977a2-5a11-45ce-b530-5ca55d709ed3